



このマークは、神奈川県後期高齢者医療広域連合のロゴマークです。

広報かながわ 広報広域連合

第19号

編集・発行

神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局
〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8-1
ヨコハマポートサイドビル9階
TEL.045(440)6700 FAX.045(441)1500
<http://www.union.kanagawa.lg.jp/>

後期高齢者医療制度は 社会全体で支える仕組みになっています



「社会全体で支える」とは？

医療費のうち、医療機関等の窓口でお支払いいただいた金額を除いた残りの分は、約4割は若年者からの支援金、約5割は公費＝税金（国・県・市町村が負担）、約1割が後期高齢者の皆さんからの保険料でまかなわれています。

医療費

保険でまかなう医療にかかる経費等

医療機関等での
窓口負担（1割）

公費（約5割）

【国：都道府県：市町村＝4：1：1】

若年者からの支援金 （約4割）

保険料 （約1割）

現役並の所得がある被保険者は3割負担。窓口負担が3割の医療費には、公費は投入されていません。

若年者の人数の減少を考慮して、2年に1回見直しをしています。
20・21年度：10% ➡ 28・29年度：10.99%

「若年者からの支援金」とは？

被用者保険(会社等の健康保険)や国民健康保険の加入者の方が支払う保険料(税)に、後期高齢者医療制度への支援金が含まれています。

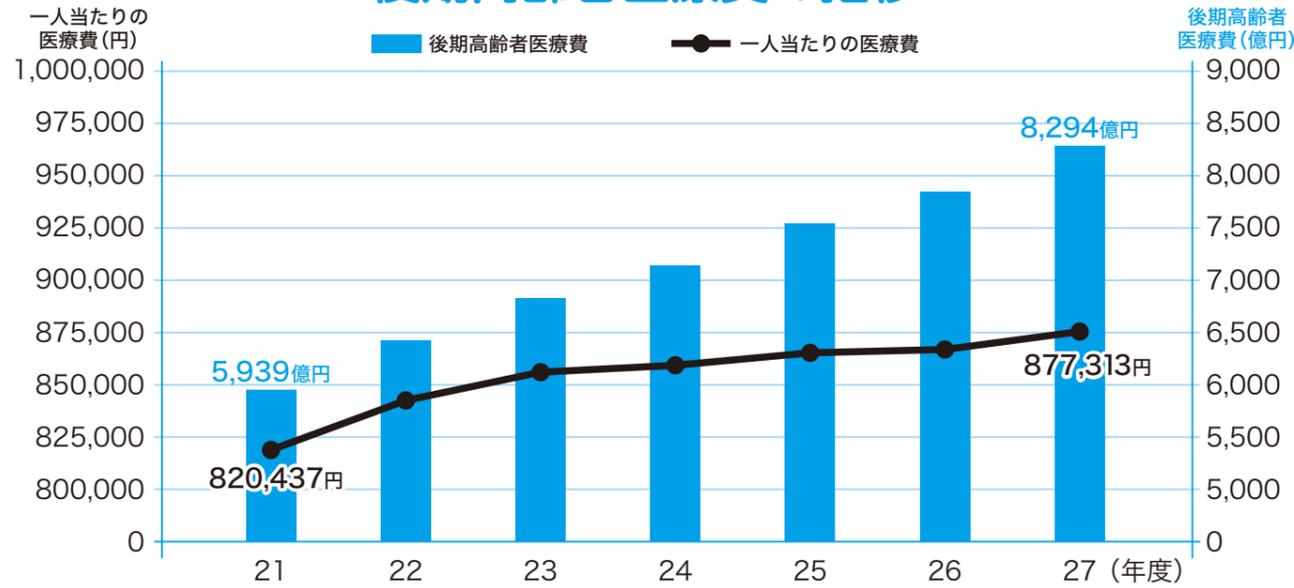
神奈川県では、3,344億円を支援金として若年者から負担していただいています。

(平成27年度)



医療費の状況

後期高齢者医療費の推移



後期高齢の被保険者数は県民全体の約11%ですが、後期高齢者の医療費は、県全体の医療費の約33%を占めています。(平成27年度)

2025年にはいわゆる「団塊の世代」が後期高齢者になり、被保険者数は県民全体の約16%になる見込みです。

今後、後期高齢者の医療費は一層増加していく見込みです。

後期高齢者の医療費が増えれば、それに比例して後期高齢者の方が支払う保険料も、若年者の負担も増えていきます。

また、若年者の数は減っていく見込みですので、若年者1人当たりの負担は更に重くなっていくことになります。

高齢化が進む中、制度を維持していくには医療費の抑制が必要です。

広域連合の取組

広域連合では、医療費の抑制に取り組んでいます。

医療費の適正化(レセプト点検、医療費通知、ジェネリック医薬品の利用促進など)

保健事業の実施(健康診査、歯科健康診査、重複・頻回受診者等への訪問指導など)

健康に気をつけていつまでも元気であることが、何よりも自分自身のために、そして家族のために、さらに将来を担う若年者のためにもなります。

上手に医療機関にかかりましょう！

いつまでも健康で元気であるために、上手に医療機関にかかることが大切です。そのことで医療費の負担を減らすことにもつながります。

医者のかかりすぎに注意！お薬手帳は1冊に！

必要以上に医療機関にかかることで、体に負担になることがありますし、医療費も余計にかかることとなります。かかりつけ医を持ち、不安なことは相談しましょう。

また、医療機関から出されるたくさんの薬を飲むことで、かえって具合が悪くなる場合があります。お薬手帳を1つにまとめて、それを持って受診することで、薬の飲みすぎを防ぐことができます。お薬手帳はあなたの体を守る強い味方です。

病気の早期発見でいつまでも元気に ~定期的に健康診査を受けましょう~



定期的に健康診査を受けることにより、ご自身の健康状態をチェックできますし、病気の早期発見が可能となります。

自覚症状がなくても病気が潜んでいることがあります。しばらく健康診査を受けていない方も、ぜひ受診してください。

市町村では健康診査を無料でおこなっています(一部の市町村では一定の自己負担あり)。詳しくはお住まいの市町村の高齢者健康診査担当課にお問い合わせください。

ジェネリック医薬品に切り替えませんか

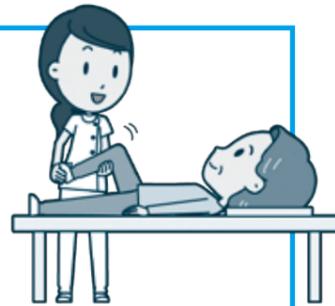
ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは先発医薬品の特許期間終了後に製造・販売される医薬品で、先発医薬品と同等の有効成分を持ち、研究開発費がかからないことから一般的に先発医薬品よりも安価です。ジェネリック医薬品に切り替えることで、自己負担も軽くなるほか、医療費を支える保険料の増加抑制にもつながります。

なお、すべての医薬品にジェネリック医薬品があるわけではなく、医師の判断で変更できないことや、ジェネリック医薬品に変更しても価格が高くなることもあります。

ジェネリック医薬品への切り替えを希望される場合は、医師や薬剤師にご相談ください。



整骨院・接骨院(柔道整復)の 施術について



近年、整骨院や接骨院をご利用になる方が増えています。

整骨院や接骨院における施術については、次のとおり保険が「適用される場合」と「適用されない場合」があるので、ご理解の上、利用してください。

保険が適用される場合

外傷性の打撲、捻挫、肉離れ、骨折、脱臼 など

なお、骨折、脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要です。

保険が適用される場合、患者の方に代わって、柔道整復師が保険請求を行います。療養費支給申請書に患者本人の署名が必要です。

申請書の内容(負傷原因、負傷名、日数、金額)をよく確認し、署名してください。

保険が適用されない場合

疲労または慢性的な要因による肩こり・筋肉疲労、スポーツによる筋肉痛、マッサージがわりの利用など

交通事故等 にあったら 必ず届出を!



交通事故・傷害事故にあったときは

交通事故など、第三者(加害者)から傷害を受けた場合には、必ず「第三者の行為による傷病届」を提出してください。かかった医療費相当額については、広域連合が基本的に被保険者に代わって、第三者に請求することとなります。



お早めにご相談を

事故の原因によっては、ご用意いただく書類があります。まずは、お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。

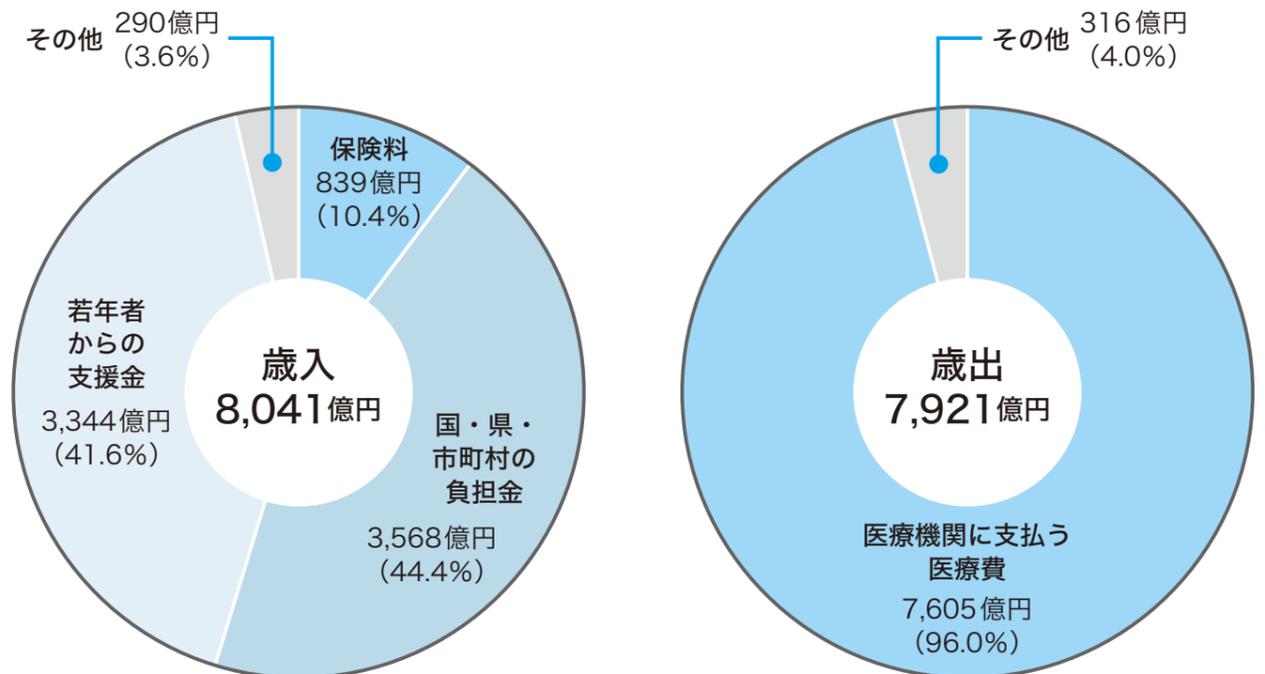
平成27年度決算について

I. 神奈川県後期高齢者医療制度の財政状況について【特別会計】

※金額は端数処理しています。

後期高齢者医療制度を実施していくための費用は、被保険者の皆さんからの保険料のほか、国・県・市町村の負担金、若年者からの支援金などで賄われています。平成27年度は、総額8,041億円の歳入に対して、総額7,921億円の歳出となり、歳入歳出差引額は、120億円となりました。

歳入歳出差引額 120億円



実質的な収支

- ・この収支差引額120億円は、28年度に繰り越すこととなりますが、27年度に交付された国庫負担金等の精算による返還金が、138億円あるため、27年度の実質的な収支については、18億円の赤字となる見込です(26年度は34億円の黒字でした)。
- ・この結果、本広域連合の28年3月末時点における剰余金は104億円となり、このうち100億円を28・29年度の保険料を抑制するために活用します。

II. 広域連合の事務運営経費について【一般会計】

広域連合の運営に伴う事務経費は、主に県内市町村からの負担金や国からの補助金で賄われています。平成27年度は、総額22億2,308万円の歳入に対して、総額21億5,604万円の歳出となり、歳入歳出差引額は、6,704万円となりました。

広域連合の議会から

- 名称 平成28年第2回定例会
- 開催日 平成28年8月26日(金)
- 主な議案 平成27年度決算認定(一般会計・特別会計)
- 出席議員 20名

※詳細は、神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局まで、お問い合わせください。



議会審議の様子

こんな質問がありました

Q 質問 歯科健診の有効性は何か。また、受診率を上げるためのさらなる市町村連携の必要性について、どのように考えているのか。

A 答え 高齢者の皆さんが元気で生活していただくために、口腔機能は大変重要で、食生活を楽しむとともに、噛むことによる脳神経細胞の活性化は、認知症予防や介護予防にもつながると言われております。歯科健診では、歯の状態に加えて舌や嚥下機能のチェックをしますので、口腔機能の低下を防ぐとともに、誤嚥性肺炎等の疾病の予防につながるものと考えております。
高齢者にとっての歯科健診の重要性について、市町村と連携して、普及啓発を図り、受診率の向上に取り組んでまいります。

Q 質問 後期高齢者医療制度の仕組みや課題等について、被保険者以外の若い世代の皆さんにも改めて広報していくべきである。どのように考えているのか。

A 答え 本制度が国民全体で支える仕組みになっていることや医療費の現状などについて、理解を深めていただくことは大変重要なことです。
市町村の発行する広報紙に本制度について掲載していただくなどにより、若い世代への広報に取り組んでまいります。

Q 質問 一旦、元の老人保健制度に戻し、国民的な議論で高齢者医療制度の在り方を考えるべきである。どのように考えているのか。

A 答え 後期高齢者医療制度は、老人保健制度の問題点の解決を図り、高齢者医療を社会全体で支えるという観点に立って設けられた制度であり、発足後8年を経過して定着もしていることから、今後も維持すべきであると考えています。

Q 質問 財政上の運営期間は一期2年であり、中長期的な政策判断が必要であることから考えると、各自治体から派遣される職員の派遣期間は少なくとも4年は必要と考える。どのように考えているのか。

A 答え 職員の派遣期間は、派遣元自治体が決定しており、2、3年がほとんどとなっています。2、3年の中でしっかりと事務処理を進めていきたいと考えています。

Q 質問 差し押さえはやめ、きめ細やかな対応で、後期高齢者の生活実態をつかむことなどが必要である。どのように考えているのか。

A 答え 市町村において、被保険者の皆さんそれぞれの経済状況などの実情を十分に把握した上で、必要な場合には分納に応じるなど、きめ細やかに納付の相談を行っています。

確定申告にあたって次のことにご注意ください。

医療費控除を受ける場合について

高額療養費などの給付金については、「保険金などで補てんされる金額」となります。
確定申告の際は、医療費控除の対象となる医療費から差し引いて申告してください。
『保険金などで補てんされる金額』には、療養費・高額療養費・高額介護合算療養費などの医療給付金、民間の生命保険や損害保険から支払いを受ける医療保険金、入院費給付金、傷害費用保険金などがあります。
高額療養費などの医療給付金額は、給付を受けた際に本広域連合が送付する通知書(ハガキ)、または本広域連合やお住まいの市区町村へお問合せいただくことで確認できます。
なお確定申告の際は、医療給付金額の通知書(ハガキ)を添付する必要はございません。



株式譲渡所得・配当所得について

●特定口座(源泉徴収を選択している)や配当所得等確定申告の保険料との関係

源泉徴収を選択している特定口座内の株式等譲渡所得および上場株式等の配当所得は、確定申告をする必要がないことになっています。

この場合、**確定申告をしなかったとすると**、これらの所得は**保険料の算定対象となる所得に含まれません**。
しかし、損益通算や繰越控除を適用するためなどの理由で**確定申告をした場合は**、これらの所得についても給与や公的年金などの他の所得とともに、**保険料の算定対象に含まれることになります**。



※保険料や病院の窓口で支払う際の自己負担割合に影響があることを考慮の上で、確定申告をするかしないかをご自身で判断していただきたいと思います。また、確定申告をした結果、税額上の還付金や減額よりも、保険料が上回る場合もありますので、ご注意ください。

所得の申告と保険料の関係について

●収入及び所得がなかった場合の税金の申告をする、しない時の保険料との関係

収入及び所得がなかった場合や少なかった場合(ある一定の条件を満たした場合)に、保険料が軽減されて減額されますが、確定申告または市町村の所得の申告をされていない場合、所得が不明のため(いくらあるのか、あるいはまったくないのか分からない)、**保険料が軽減(減額)されません**。

そのため、所得がなかったり、少なかったりした場合においても、必ず市区町村で所得の申告をするように、お願いいたします。

なお、所得の申告の方法と場所については、お住まいの市区町村の住民税担当課にお問い合わせください。

次の議会は、平成29年3月の予定です。

長寿健康コーナー

口腔ケアで認知症などを予防しましょう！

●口腔機能とは

口腔機能とは、人が社会のなかで健康な生活を営むための原点ともいうべき、「食べる」、「話す」ために必要な機能です。

口腔機能が低下すると、噛む能力や、飲み込む能力が低下するため、食べる意欲が失われ、低栄養になり、肺炎などの感染症にかかりやすくなります。

また、発音する能力も低下するため、コミュニケーションが難しくなり、人との付き合いを避けたり、家に閉じこもりがちになります。社会的な QOL (生活の質) も低下する可能性があります。



●口腔ケアの重要性とその効果

口腔ケアは、歯みがき（ブラッシング）などの口腔清掃を中心とする「器質的口腔ケア」と、顔面体操（顔や口の筋肉のための体操）などの口腔機能訓練を中心とする「機能的口腔ケア」に大別されます。

適切に口腔ケアを実施することにより、①むし歯・歯周病の予防、②誤嚥性肺炎の予防、③口腔機能低下予防に効果があります。

さらに、よく噛むことができるようになるため、「認知症の予防」や歯周病と関連がある「メタボリックシンドロームの予防」にもつながります。

●定期的歯科受診の勧め

口腔ケアは、自宅でのお手入れ（セルフケア）だけでは十分ではないため、かかりつけ歯科医による専門的なお手入れ（プロフェッショナルケア）も必要です。

かかりつけ歯科医をもち、定期的に受診をしましょう。

また、神奈川県後期高齢者医療広域連合では、例年、歯科健診事業を行っているので対象になる方は利用してみたいかがでしょうか。

相模原市 保健所長 鈴木 仁一
健康企画課 上重 寛幸(歯科医師)

神奈川県後期高齢者医療制度の歯科健診事業について

- 実施目的 後期高齢者の方の、口腔機能低下や肺炎等の疾病の予防
- 実施内容 問診、口腔内健診（歯・歯肉の状態、口腔衛生状況、口腔乾燥 等）、口腔機能評価（咬合の状態、咀嚼能力、嚥下機能 等）、健診後指導
- 対 象 神奈川県の後期高齢者医療の被保険者の方のうち前年度に75歳になった方。（対象になる方には平成29年7月頃にご案内を送付予定）

あなたのお金が狙われています!!

高齢者の方が「還付金詐欺」にあう事件が増えています。

被害額が数百万円以上の事件もあり、生活に重大な打撃を受けてしまいます。もし、市町村等の職員を名乗る人から「医療費が戻るのでコンビニや銀行に行ってください」という電話がかかってきたら、すぐに警察にご相談ください。

